

2021

12

DESEMBER

Vol.85

Produce by  
Osaka Circular Resource Association

# Clean Life

クリーン  
ライフ



有限会社 新垣商店

特集

新たなアスベストの飛散防止対策  
— 関連規制の改正 —



公益社団法人 | 大阪府産業資源循環協会

# 廃棄物 管理士 講習会

最新の  
法令改正に  
対応!

環境省認定  
環境教育等促進法に基づく人材認定等事業



## 受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

## 開催期日

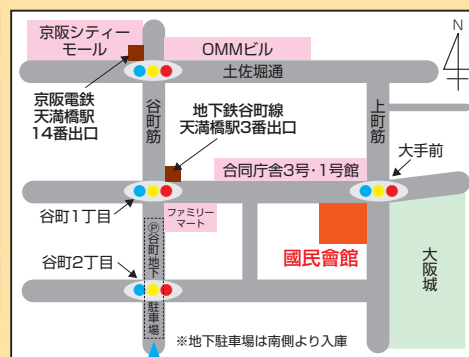
開催期日	受講日数	定員
2022年 1月28日(金)	1日	50名
2月25日(金)	1日	50名
3月18日(金)	1日	50名

## 受講料

12,000円(資料代/消費税込み)

## 開催場所

**国民會館** 大阪市中央区大手前2-1-2  
国民會館住友生命ビル12階  
TEL06-6941-2433  
**武藤記念ホール**



## 受講のメリット

- ①本講習会の修了者には、公益社団法人大阪府産業資源循環協会が認定する「産業廃棄物管理士」の資格が付与されます。
- ②本講習会の修了者は、新市庁舎建設公社規程に基づき「産業廃棄物管理責任者」として任用することが可能になります。
- ③本講習会の修了者は、大阪府における産業廃棄物収集運搬業の許可を更新申請するための修了証等として、ご利用いただけます(法人の場合は、原則として役員等が修了したものが対象です)。
- ④本講習会の受講者は、継続学習制度(CPDS)を利用することにより、多くの行政機関等でCPDSの点数(7ユニット)が行政手続きの技術評価項目としてご利用いただけます。

## C O N T E N T S

特集●石綿を含有する建材を建築物の解体時などに調査する者のための講習制度を創設（厚生労働省・国土交通省・環境省）

2

行政情報●

8

- 建設汚泥処理物等の有価物該当性に係る第三者認証について（令和3年8月19日事務連絡）
- 第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和3年7月2日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（令和3年9月30日環循適発第2109301号・環循規発第2109302号）
- 産業廃棄物行政情報システムと公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団システム「さんぱいくん」とのデータ連携開始について（令和3年10月1日事務連絡）
- コードレス掃除機用非純正のバッテリーパックについて（令和3年11月2日事務連絡）
- 安全衛生教育促進運動

労災情報●

18

事業報告●

20

クローズアップ①●令和3年度各種表彰受賞者等のご紹介

22

クローズアップ②●環境イラストコンテスト2021 イラスト大募集！

24

クローズアップ③●本誌への広告掲載等について

25

メールマガジン「Clean Lifeオンライン」●

28

事業案内●

30

入退会情報●

33

- 入会のメリット
- 交付願

会員紹介●有限会社新垣商店

36

新刊紹介●実務ですぐ役立つ！これだけは知っておきたい建築物のアスベスト対策

42

バックナンバーのご案内●

43

- Clean Life
- よくわかるシリーズ
- 廃棄物法制等普及促進シリーズ

編集後記●

46

表紙写真提供：有限会社 新垣商店  
〒551-0021 大阪市大正区南恩加島5-8-61

## 特集

# 石綿を含有する建材を建築物の 解体時などに調査する者のための 講習制度を創設

～石綿含有建材の総合的な知識を有する  
専門家の育成を推進～

厚生労働省・国土交通省・環境省

厚生労働省では、石綿含有建材に関する規制法を所管する国土交通省や環境省と連携し多様な種類の石綿含有建材の調査を行うことができる専門家を育成するため、新たに3省共管の講習制度を創設しました。

## 1. 制度創設の経緯

国土交通省では、平成25年7月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成25年国土交通省告示第748号）を定め、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態の調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ってきました。

一方で、厚生労働省や環境省では、「石綿障害予防規則」や「大気汚染防止法」に基づく建築物の解体などの前に実施する調査に際し、一定の知見を有するの者が当該調査を行うよう、周知啓発を行ってきました。

これらの調査に求められる知識や技能は共通の内容が多く、今後、石綿含有建材が使用されている建築物の解体工事の増加が見込まれる状況を踏まえると、調査に携わる者の育成を一体的に行うことが、効果的かつ効率的であることから、現行の講習制度に関する告示を廃止し、新たに3省共管の講習制度に関する告示（「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号））を制定しました。

## 2. 制度の概要

### (1) 3省が連携して調査者を育成

「労働安全衛生法」（厚生労働省所管）、「建築基準法」（国土交通省所管）、「大気汚染防止法」（環境省所管）など様々な法令が規制する石綿含有建材の調査に必要な総合的な知識や技能を修得できる講習内容としています。

### (2) 講習の枠組み

講習は、講義、実地研修、筆記試験、口述試験により構成されます。

講義と筆記試験を修了すると、「建築物石綿含有建材調査者」となります。講義と筆記試験に加えて、実地研修と口述試験を修了すると、「特定建築物石綿含有建材調査者」となります。

## 建築物石綿含有建材調査者講習登録制度の見直しについて

- 建築物における石綿含有建材の実態把握を推進するため、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、石綿含有建材の調査に関する専門家を育成するための講習制度を創設。(H25国土省告示による旧制度を発展。)
- 建築に関する知識・経験を有する者のほか、新たに石綿関係作業の知識を有する石綿作業主任者も講習の受講対象とする。

### 講習の登録制度の見直し

<旧制度(H25~H30.10.22)>



<見直し後(H30.10.23~)>



- (※1) 旧制度の建築物石綿含有建材調査者は、新制度の特定建築物石綿含有建材調査者とみなす  
 (※2) 登録手続きは、講習事務を行う主たる事務所がある都道府県の労働局で実施

	講習の方法	
	講義、実地研修、筆記試験及び口述試験によるコース	講義及び筆記試験によるコース
受講資格	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 右記のうち、建築物石綿含有建材調査者として一定の実務経験を有する者	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 石綿作業主任者技能講習の修了者
修了者の位置づけ	特定建築物石綿含有建材調査者	建築物石綿含有建材調査者
講習において対象とする石綿含有建材	レベル1, 2, 3(通常の使用状態の調査及び法令に基づく解体等工事の事前調査を想定)	

表中の赤字は、旧制度からの主な変更点を示す。

## 建築物石綿含有建材調査者講習登録制度の一部改正について

- 一戸建て住宅又は共同住宅の住戸の内部(※1)(以下「一戸建て住宅等」という。)の調査を行う者に必要な知識に係る講習(一戸建て等石綿含有建材調査者に係る講習)を新設し、講習の方法等、受講資格、修了者の位置づけ等を定める。

(※1) 一戸建て住宅及び共同住宅(長屋を含む。)の住戸の専有部分を指す。共同住宅の住戸の内部以外の部分(ベランダ、廊下等の共用部分)や、店舗併用住宅は、含まれない。

### 講習の登録制度



下線が改正部分

講習の種類	特定建築物石綿含有建材調査者に係る講習	一般建築物石綿含有建材調査者(改正前の建築物石綿含有建材調査者)に係る講習	一戸建て等石綿含有建材調査者に係る講習
講習の方法等	講義(11時間)、実地研修、筆記試験及び口述試験	講義(11時間)及び筆記試験	講義(7時間)及び筆記試験
受講資格	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 右記の者のうち、建築物石綿含有建材調査者に関して一定の実務経験を有する者	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 石綿作業主任者技能講習の修了者	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 石綿作業主任者技能講習の修了者
修了者の位置づけ	特定建築物石綿含有建材調査者	一般建築物石綿含有建材調査者(改正前の建築物石綿含有建材調査者)	一戸建て等石綿含有建材調査者
講習において対象とする石綿含有建材	全ての建築物の全ての材料(レベル1, 2, 3建材を含む) : 建築物の通常の使用状態における調査及び法令(※3)に基づく解体等工事の事前調査を想定		一戸建て住宅等に係る全ての材料(レベル1, 2, 3建材を含む) : 建築物の通常の使用状態における調査及び法令(※3)に基づく解体等工事の事前調査を想定

- (※2) 登録手続きは、講習事務を行う主たる事務所がある都道府県の労働局で実施。  
 (※3) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)及び石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)

## 建築物等の解体・補修時には石綿含有建材の調査が必要です

令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する必要があるがあります。

(大気汚染防止法第18条の15第6項)

※ 令和4年4月1日以前においても解体、改造、又は補修する建築物、工作物に、石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査（事前調査）を実施する必要があります。

事前調査結果の報告は原則として、石綿事前調査結果報告システムにおいて行います。報告には、「gBizID」への登録が必要となります。「プライム」「エントリー」どちらの登録でも利用できます。  
※ 「プライム」を取得した場合、一括申請機能を使用できます。

**gBizID** <https://gbiz-id.go.jp>



### 石綿事前調査結果報告システム

(システムは令和4年4月1日までに公開予定です。公開されるまでの間は石綿事前調査結果報告制度の説明ページに自動転送されます)

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



※ 事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。



水・大気環境局 大気環境課  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館  
TEL03-3581-3351 (代表) 内線6536 FAX03-3580-7173  
<http://www.env.go.jp/>

## 事前調査結果の報告が必要な工事

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事<sup>※1</sup>であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事<sup>※1</sup>であって、当該作業の請負代金の合計額<sup>※2</sup>が100万円以上であるもの
- ③ 工作物<sup>※3</sup>を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事<sup>※1</sup>であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの



上記以外の工事であっても、建築物等の解体・改修時には事前調査の実施、調査結果の保存等が必要です。

※1 解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。

※2 請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。

※3 対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板です。（令和2年10月7日 環境省告示第77号）

建築物の事前調査は必要な知識を有する以下の資格者等<sup>※4</sup>に依頼する必要があります。【令和5年10月1日～】<sup>※5</sup>

- ①一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ②特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）<sup>※6</sup>

※4 義務付け適用前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され調査時点においても同協会に引き続き登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

※5 令和5年10月1日までの間も、これらの資格者に調査を依頼することが望まれます。

※6 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

詳細については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」をご参照ください。

[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)



建築物等の解体等事業者、事前調査を行う事業者の皆様へ

## 石綿（アスベスト）関連規制が改正 されました

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際<sup>※1</sup>は、資格者等による事前調査<sup>※2</sup>の実施が義務付けられます。



### 事前調査を行うことができる者

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）<sup>※3</sup>
- ④ 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。



資格者等による調査の義務付けは、令和5年10月1日から施行されます。※事前調査自体は令和5年9月以前でも行う必要があります。  
建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。

- ※1 解体工事のほか、建築物の模様替・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。
- ※2 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか使用しているものとみなすこととなります。
- ※3 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。



水・大気環境局 大気環境課  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館  
TEL03-3581-3351（代表）内線6536 FAX03-3580-7173  
<http://www.env.go.jp/>



資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。

### 登録講習機関（令和3年7月末現在）

- ◆（一社）日本環境衛生センター
- ◆（一社）環境科学対策センター
- ◆建設業労働災害防止協会
- ◆（一社）日本石綿講習センター
- ◆中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
- ◆中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
- ◆（一社）茨城労働基準協会連合会
- ◆（一社）三重労働基準協会連合会
- ◆（公社）石川県労働基準協会連合会
- ◆（公社）東京労働基準協会連合会
- ◆（一社）企業環境リスク解決機構
- ◆建設業労働災害防止協会 神奈川支部
- ◆（株）安全教育センター
- ◆建設業労働災害防止協会 宮城県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 新潟県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 長野県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 愛知県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 千葉県支部
- ◆（公社）岩手労働基準協会

講習の詳細や最新の登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。  
※最新の登録状況は各都道府県労働局にお問い合わせください



### 講習内容

種別	講習内容	受講資格
特定調査者	講義（11時間）、実地研修、筆記試験、口述試験	一般調査者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一般調査者	講義（11時間）、筆記試験	石綿作業主任者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一戸建て等調査者	講義（7時間）、筆記試験	一般調査者と同じ

※講習のスケジュールはそれぞれの講習登録機関のウェブサイトを参照してください

### 注意点

- ◆ 事前調査を適切に実施するため、義務づけ適用以前においても、資格者等が事前調査を行うことが望ましいです。
- ◆ 解体等工事を行う建築物が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手したことが書面により明らかである場合は、資格者等による調査を行う必要はありません。
- ◆ 自主施工者である個人が、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、資格の有無に係らず自ら事前調査を行うことができます。

## 行政情報

事務連絡  
令和3年8月19日

各都道府県・各政令市  
産業廃棄物行政部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課

### 建設汚泥処理物等の有価物該当性に係る 第三者認証について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

再生利用されることが確実である建設汚泥処理物等の取扱いについては、「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて」（令和2年7月20日付け環循規発第2007202号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知。以下「通知」という。）により通知したところですが、この度、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団より、別添のとおり、建設汚泥処理物等の有価物該当性に係る認証を令和3年8月20日に開始する旨の連絡がありましたのでお知らせします。

この連絡では、「通知に示された独立・中立的な第三者の一つとして有価物該当性に係る審査及び認証を行う業務を実施する」とされていることから、当該認証を受けた建設汚泥処理物等の有価物該当性の判断について御配慮願います。

なお、認証を受けた建設汚泥処理物等が有償譲渡として計画的に搬出・再生利用されていない等、有価物該当性に疑義が生じた場合には、改めて、各種判断要素の基準に基づき当該建設汚泥処理物等の廃棄物該当性を判断し、適切に対応していただくようお願いいたします。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課  
担当：田中、吉野  
電話番号：03-6206-1767  
[sanpai07@env.go.jp](mailto:sanpai07@env.go.jp)

## ADMINISTRATION INFORMATION

産財2021015  
令和3年8月2日

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課長 殿

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団  
理事長 加藤 幸男

## 建設汚泥処理物等の有価物該当性に係る 審査認証業務の実施について

当財団の運営につきましては、日頃よりご指導ご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、当財団においては、「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて」（令和2年7月20日付け環循規発第2007202号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を踏まえ、令和3年8月20日から、同通知に示された独立・中立的な第三者の一つとして有価物該当性に係る審査及び認証を行う業務を実施することとしました。業務の概要は別紙のとおりです。

つきましては、本業務の円滑かつ的確な推進のため、都道府県等の関係業務ご担当者様等への周知などで配慮いただければ幸いです。

# 行政情報

## 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団による 「建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る審査認証業務」の概要

### 1. 業務の要旨

建設汚泥やコンクリート塊に中間処理を加えて当該建設汚泥処理物等が建設資材等として製造されたもの（建設汚泥再生品等）について、「各種判断要素の基準を満たし、かつ、社会通念上合理的な方法で計画的に利用されることが確実であることを客観的に確認できる」か否かの審査をし、その確認ができた場合に、その旨の認証を行う。

### 2. 対象品

以下の再生品を対象とする。ただし、当分の間は、公共事業に用いられるものに限る。

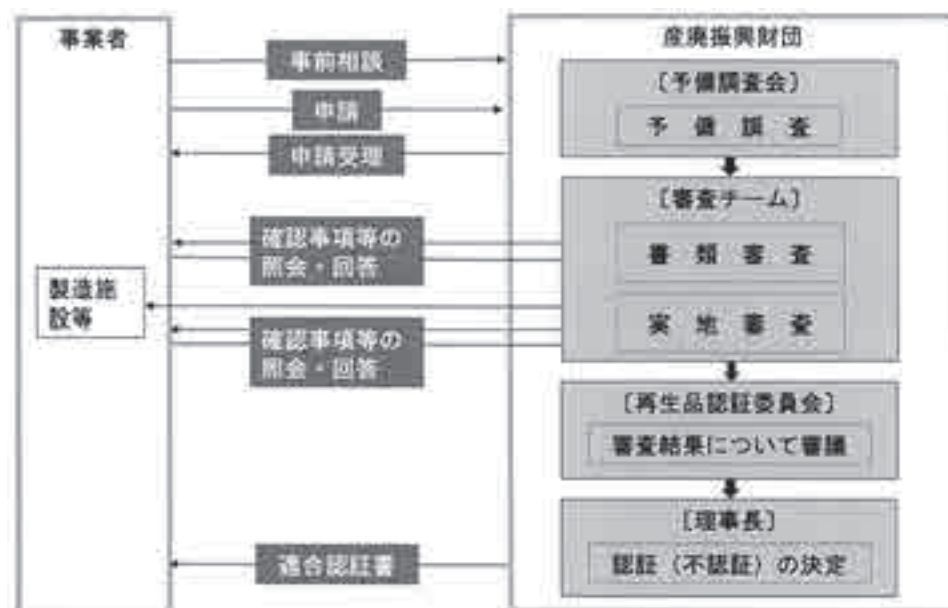
- ① 建設汚泥再生品
- ② 廃コンクリート再生砕石
- ③ 上記2品を原材料として製造される「ハイブリッドソイル」

### 3. 審査区分

以下の審査を実施要領に従って行い、すべての審査に適合した対象品を認証する。

- (1) 施設審査（製造者に係る審査、製造管理に係る審査、保管・出荷に係る審査、品質管理に係る審査）
- (2) 再生品審査（原材料に係る審査、製品の品質に係る審査、製品の利用の確実性に係る審査）

### 4. 審査認証の流れ



(注) 申請ができる事業者は、廃棄物処分量の許可を有する事業者等とする。

### 5. 実施要領

業務は、「建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る審査認証業務に関する実施要領」  
(<https://www.sanpainet.or.jp/000>) に従って実施する。

## ADMINISTRATION INFORMATION

環循適発第2109301号

環循規発第2109302号

令和3年9月30日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長  
廃棄物規制課長**第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース(令和3年7月2日開催)を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について(通知)**

第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和3年7月2日開催）においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の適用に関して、一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理等に係る解釈の明確化を図ることとされたところである。これを受け、今般、下記のとおり解釈の明確化を図ることとしたので通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

**第1 一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理について**

他人の廃棄物を処理する場合は、当該処理を行う廃棄物の区分ごとに廃棄物処理業の許可を取得する必要があるが、産業廃棄物の区分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条において排出元の業種等が指定されているものがあることから、たとえ事業活動に伴って排出される廃棄物が同様の性状を有する場合であっても、当該指定業種等から排出される廃棄物を処理する場合は産業廃棄物処理業の許可が、当該指定業種等以外から排出される廃棄物を処理する場合は一般廃棄物処理業の許可がそれぞれ必要となる。ただし、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を、当該一般廃棄物と産業廃棄物の両方の処理業の許可を有する者の運搬車又は施設において混合して処理することについては、法令上禁じられていない。

については、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物の両方の収集運搬業の許可を有する者の運搬車において、搭載する廃棄物ごとに容器を分けること、又はロードセル等の機器で搭載する廃棄物の数量を計測すること等により、それぞれの廃棄物の数量を適切に把握することができれば、他の物と区分して収集・運搬することが義務付けられている廃棄物を除き、同様の性状を

## 行政情報

有する一般廃棄物と産業廃棄物を混載して運搬しても差し支えない。その際、産業廃棄物の運搬に係る産業廃棄物管理票の交付の義務は従来通り課されることとなる。

また、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物の両方の処分業の許可を有する者の施設において、当該一般廃棄物と産業廃棄物を混合して保管、投入及び処分しても差し支えない。なお、処理後の残さについては、処分した一般廃棄物と産業廃棄物の比率で按分し、以後それぞれの区分の残さとして取り扱っても差し支えない。

### 第2 「『規制改革・民間開放推進3か年計画』（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（平成18年3月31日付け環産第060331001号通知）の「第二産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について」の適用について

環産第060331001号の「第二産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について」においては、「営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う場合」の許可の取扱い及び判断方法が示されているが、本取扱い及び判断方法については、メタンガス化施設を試運転する際に、産業廃棄物である下水汚泥を種菌として利用する場合においても適用できることとする。

また、本取扱い及び判断方法は中間処理業者による処理に伴い排出される産業廃棄物についても適用されるが、当該産業廃棄物の排出又は中間処理が行われる都道府県又は政令市（以下「都道府県等」という。）と、当該産業廃棄物を使用した試験研究が行われる都道府県等が異なる場合は、必要に応じてあらかじめ当該都道府県等の間で、当該産業廃棄物の管理方法等について協議を行っておくことが望ましい。

### 第3 地下工作物の取扱いについて

地下工作物の存置については、一般社団法人日本建設業連合会において「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」（2020年2月）が作成されている。次に掲げる①から④までの全ての条件を満たすとともに、同ガイドライン「3.2.3存置する場合の留意事項」に基づく対応が行われる場合は、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えない。なお、存置の対象となるのは、コンクリート構造体等の有害物を含まない安定した性状のものに限られる。また、戸建住宅の地下躯体は対象に含まれない。

①存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない。

②対象物は「既存杭」「既存地下躯体」「山留め壁等」のいずれかである。

③地下工作物を本設又は仮設で利用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するものであって、老朽化を主な理由とするものではない。

④関連事業者及び土地所有者は、存置に関する記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し引き渡す。

なお、地下工作物を存置する場合においても、石綿含有建材やPCB使用機器などの有害物、これら以外の内装材や設備機器などは全て撤去すべきものである。また、地方公共団体が上記の①から④までの条件を満たしていないと判断した場合は「廃棄物」に該当し得るとともに、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められると判断した場合は、当該地下工作物の撤去等、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることが可能である。

## ADMINISTRATION INFORMATION

事務連絡  
令和3年10月1日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 御中

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

## 産業廃棄物行政情報システムと公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団システム「さんぱいくん」とのデータ連携開始について(お知らせ)

産業廃棄物行政の推進につきまして、平素から御尽力、御協力いただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、環境省においては、環境省が運用を行う産業廃棄物行政情報システムと公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運用を行う産業廃棄物処理業者検索システム「さんぱいくん」とのデータ連携に向けて作業を進めてきたところですが、下記のとおり、本日（令和3年10月1日（金）から産業廃棄物行政情報システムと「さんぱいくん」とのデータ連携（以下「本データ連携」という。）を開始しましたのでお知らせします。

本データ連携により、産業廃棄物行政情報システムに入力された最新データが「さんぱいくん」に連携されるほか、「さんぱいくん」において、産業廃棄物処理業者の許可に係る情報及び優良産廃処理業者に対する特定不利益処分に係る情報が表示される機能が新たに追加される等、排出事業者が適切な処理業者を選択するための情報が充実することとなり、より一層、産業廃棄物の適正処理が期待されます。

なお、本データ連携に当たっては、正確な情報が「さんぱいくん」に表示されることが重要であることから、各都道府県・政令市に対し、産業廃棄物行政情報システムへの正確かつ迅速な情報登録をお願いしている旨申し添えます。

貴連合会におかれましては、本データ連携の開始と「さんぱいくん」の新機能追加等について、各都道府県協会及びその会員企業への情報共有をよろしくお願いいたします。

## 行政情報

### 記

1. 本データ連携開始年月日時  
令和3年10月1日（金）午後1時
2. 新たに追加される機能
  - (1) 都道府県・政令市から産業廃棄物行政情報システムに登録された産業廃棄物処理業者の許可に関する情報が「さんぱいくん」に自動連携(夜間に日次バッチ処理)され、表示されることとなりました。なお、これまで「さんぱいくん」への処理業者のデータ登録は任意であったため、閲覧・検索対象となる処理業者数は約6,000者でしたが、産業廃棄物行政情報システムとの連携により、全国の処理業者約11万者全てが閲覧・検索できることとなります。
  - (2) 優良産廃処理業者が特定不利益処分を受けたことを示す「※」印にカーソルを重ねると「処分年月日」及び「処分の種類」がポップアップ表示されることとなりました。
3. 「さんぱいくん」のURL  
<https://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index.php>  
注：| 令和3年9月28日から、httpの後にsが付与されています。

以上

#### 【担当】

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課 村田、勝木、佐藤  
電 話：03-3581-3351(内線6874)  
F A X：03-3593-8264  
E-mail：sanpai06@env.go.jp



## ADMINISTRATION INFORMATION

事務連絡  
令和3年11月2日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

## コードレス掃除機用非純正のバッテリーパックについて （事務連絡）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、有限会社すみとも商店、ロワ・ジャパン有限会社が輸入した、ダイソン株式会社のコードレス掃除機に取り付けできる非純正のバッテリーパックから出火したとみられる火災事故が多発しており、充放電をしていない保管状態であっても、発火リスクがある大変危険な製品であることが判明しました。

現在、輸入事業者による当該製品のリコール対応等が進められるとともに、当該製品の適切な処理方法等については、経済産業省、輸入事業者及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）で検討を行っているところです。しかしながら、現時点では当該製品の適切な処理方法等が決定しておらず、処理方法等が決定するまでは、各ユーザーにおいて当該製品を金属製の容器等に入れ、可燃物から遠ざけて安全に保管するよう経済産業省からユーザーへの注意喚起が行われております。

つきましては、貴管内市町村におかれましても、当該製品の適切な処理方法等が決定するまでは、上述のとおり各ユーザーにおいて安全に保管するよう周知いただきたくお願いいたします。

今後、追加の情報が次第御連絡しますので、引き続き御協力をお願いいたします。

（参考）

経済産業省ホームページ（当該製品に関する情報）：

<https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211029005/20211029005.html>

環境省ホームページ（リチウム蓄電池等に関する情報）：

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium\\_1/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html)

（本件に関するお問合せ）

経済産業省 産業保安グループ 製品事故対策室 03-3501-1701（直通）

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-9273（直通）

## 行政情報

令和3年度 2021年12月1日▶2022年4月30日

## 安全衛生教育促進運動

## 事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが義務づけられています。



製造業における職長の能力向上  
教育カリキュラムが策定されました!

すべての業種で、職長(班長・作業リーダー等)は  
現場の安全衛生管理のキーパーソン的存在です。  
定期的に知識・ノウハウをブラッシュアップしましょう。



## 正しい知識で 職場を安全・健康に!

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

「新たな生活様式」の下での教育研修の実施、オンライン研修の適切な利用などを通じ、計画的に安全衛生教育を促進・支援することが大切です。

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら、職場の安全と健康を守る取り組みを進めることが求められています。教育に際しては、適切な感染予防対策を講じましょう。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

## ADMINISTRATION INFORMATION

## 安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会(中災防)が主催し、厚生労働省の後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)等および全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

中災防は2018年度を初年度とする国の第13次労働災害防止計画や、国の「安全衛生教育等推進要綱」(2016年10月12日付け基発1012第1号)の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。

職長の能力向上  
教育の進め方、  
カリキュラムに  
ついて知りたい!

高齢労働者への  
安全衛生教育で  
重要なことは?

技能講習・特別教育が  
必要な業務は?

安全衛生教育の  
実施状況が確認できる  
チェックリストがほしい!

技能講習や  
特別教育はどこで  
実施していますか?

安全衛生教育に  
関するテキストは  
どこで買えるの?

## 安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

詳しくはこちら  [安全衛生教育促進運動](#) で  [検索](#)

## 安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296 (中災防本部)

メール [jisha-soudan@jisha.or.jp](mailto:jisha-soudan@jisha.or.jp)

## 協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般社団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教育機関協会、一般社団法人日本グリーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公財財団法人安全衛生技術試験協会、公財財団法人産業医学振興財団、公財財団法人建設商役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・グリーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構 (順不同)

## 労災情報

産業廃棄物処理業界で発生した労働災害を参照し、皆様の職場での無事故・無災害に向けた対策を推進してください。

### 点検整備中に高所から墜落して死亡

機械設備・有害物質の種類（起因物）	ベルトコンベヤー
災害の種類（事故の型）	墜落・転落
被害者数	死亡者数：1名

【同類事故防止対策】厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- 作業用足場の安全を確保すること
- 作業計画と指揮命令系統を明確にすること
- 安全衛生教育を実施すること

### 焼却作業中に着衣に引火し、やけど

機械設備・有害物質の種類（起因物）	焼却炉
災害の種類（事故の型）	高温のものとの接触
被害者数	休業者数：1人

【同類事故防止対策】厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- 焼却炉・集じん装備等、施設の点検マニュアルを作成し、毎日の作業開始前及び定期的に点検を行うこと
- 非定常作業についても作業手順書を作成し、関係者に周知徹底すること
- 高温部に接近する作業に備えて、耐熱服等、火傷防止のための保護具を備え付けておき、作業者に確実に着用させること
- 作業者に対し、安全衛生教育、危機予知訓練（KYT）、職長教育を行い、廃棄物の焼却処理作業での安全衛生を徹底すること

## INDUSTRIAL ACCIDENT INFORMATION

リチウムイオン電池の焼却実験中に爆発し死亡

機械設備・有害物質の種類（起因物）	爆発性の物等
災害の種類（事故の型）	爆発
被害者数	死亡者数：1人 負傷者数：1名（けがの程度不明）

ショベルカーに挟まれ死亡

機械設備・有害物質の種類（起因物）	建設機械（ショベルカー）
災害の種類（事故の型）	はさまれ・巻き込まれ
被害者数	死亡者数：1人

【同類事故防止対策】厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ドラグ・ショベルの運転者は、運転を開始する前に、作業半径内に人がいないことを確認し、さらに警報を発するなどして運転の開始を知らせること。
- 作業開始に先立ち、作業内容、合図方法等を打ち合わせておくこと。
- ショベルに接触する恐れのある箇所については、作業前にトラロープ等により立入禁止にしておくこと。
- 現場監督者は上記の事項について指示をしておくこと。

# 事業報告

## Business Information

ここでは、公益社団法人大阪産業資源循環協会が実施・協力した事業等（令和3年9月～令和3年12月）の概要を紹介します。

### 大津市産業廃棄物処理に関する実務研修会 (中級講座)

日 時 令和3年9月16日(木曜日) 13時30分  
場 所 オンライン研修  
内 容 罰則と行政処分から確認する廃棄物処理  
法の実務  
講 師 龍野 浩一(専務理事・事務局長)

### 廃棄物処理・リサイクルIoT導入促進協議会 低炭素化WG・ロジスティクス高度化WG・ 新規事業創出WG・海外事業促進WG

日 時 令和3年9月29日(水曜日) 13時00分  
場 所 オンライン会議  
内 容 令和4年度概算要求関連(環境省・経済  
産業省)  
令和3年度活動について ほか  
参 画 龍野 浩一(専務理事・事務局長)  
伊山 雄太(組織広報委員・青年部長)  
尾崎 正孝(組織広報委員)

### 産廃塾

日 時 令和3年10月6日(水曜日) 15時00分  
場 所 オンライン(ZOOM)  
内容1 レジリエンス認証取得事例発表  
講師 エンタープライズ山要  
代表取締役 山口 玉緒氏  
内容2 質疑応答  
講師 龍野 浩一(専務理事・事務局長)  
参加者数 18名

### 廃棄物不適正処理巡視作業

第1回  
日 付 令和3年10月8日(金曜日)  
場 所 和泉市 岸和田市 泉佐野市  
参画者 河野 伴弥(常務理事)  
上出 広幸(収集運搬部会員)  
近道光一郎(収集運搬部会員)

第2回  
日 付 令和3年11月5日(金曜日)  
場 所 東大阪市 八尾市  
参画者 河野 伴弥(常務理事)  
東 宏司(収集運搬部会員)  
高野誠一郎(収集運搬部会員)

### 最近の改正及び解釈の明確化について (廃棄物処理関係)の勉強会

日 時 令和3年10月21日(木曜日) 15時30分  
場 所 オンライン(ZOOM)・オフライン(本  
会会議室)のハイブリッド会議  
参加者数 法政策調査委員会 委員10名  
事務局2名

### さんばいフォーラム

日 時 令和3年11月12日(金曜日) 13時00分  
場 所 エルおおさか/エルシアター  
テーマ 2050年CNに向けた脱炭素と資源循環  
詳細は次号クリーンライフに掲載

### 徳島県産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 適正処理講習会

日 時 第1回  
令和3年11月17日(水曜日) 10時00分  
第2回  
令和3年11月18日(木曜日) 10時00分  
場 所 徳島県JA会館／2階大ホール  
内 容 産業廃棄物処理業実務の基礎 ほか  
講 師 龍野 浩一(専務理事・事務局長)

### 大阪府「みんなで防止!! 石綿飛散」 推進会議

日 時 令和3年11月22日(月曜日) 14時30分  
意見提出  
場 所 書面会議  
議 題 石綿飛散防止対策に係る周知の取組み状  
況  
参 画 龍野 浩一(専務理事・事務局長)

### 産業廃棄物処理業における リスクアセスメント推進研修会

日 時 令和3年11月24日(水曜日) 13時30分  
場 所 大江ビル13階／第2・3会議室  
内 容  
講義1 安全衛生活動支援ツールについて  
～ツールの使用による安全衛生規程の作  
成～  
講 師 (公社)全国産業資源循環連合会講師  
大田 修平氏  
講義2 リスクアセスメント研修  
講 師 (公社)全国産業資源循環連合会講師  
大田 修平氏  
講義3 産業廃棄物処理業におけるリスクと全国  
産業資源循環連合会団体制度  
講 師 共英産業(株)保険部課長代理  
右田 信一氏  
参加者数 32名

### 滋賀県産業廃棄物処理に関する 実務研修会

日 時 令和3年11月26日(金曜日) 13時00分  
場 所 彦根勤労福祉会館／4階会議室  
内 容 通知で確認する廃棄物処理法の実務  
講 師 龍野 浩一(専務理事・事務局長)

### 第35回廃棄物処理先進事例調査

日 付 令和3年12月10日(金曜日)  
場 所 極東開発工業(株)  
詳細は次号クリーンライフに掲載

### 廃棄物処理・リサイクルIoT 導入 促進協議会DX推進のための研究会

日 時 令和3年12月21日(火曜日) 15時00分  
場 所 オンライン会議  
内 容 産業廃棄物処理業者におけるDX推進実  
態に関する調査結果  
参 画 龍野 浩一(専務理事・事務局長)

# クローズアップ!

1

## 令和3年度各種表彰受賞者等のご紹介

本会役員及び会員企業、会員企業従業員の方々が以下の賞を受賞されました。ご受賞の皆様、誠におめでとうございます。皆様の今後のますますのご活躍をお祈り申し上げます。

### 循環型社会形成推進功労者(産業廃棄物関係事業功労者)等 環境大臣表彰

産業廃棄物の収集運搬業若しくは処分業に従事し、産業廃棄物の適正処理の確保に顕著な功績のあった者又は産業廃棄物処理に関する公益法人等において当該事業の向上及び発展に顕著な功績があった者を環境大臣が表彰。

受賞者 **樋口 かのこ** (理事兼法政策調査副委員長)

### 環境衛生功労者の知事表彰

多年にわたり環境衛生事業に尽力され、その功績が特に顕著であると認められる者、生活環境の改善に特に顕著な成果をあげている個人・団体を対象に大阪府知事が表彰。

受賞者 **塩見 頼彦** (理事兼再生処分部会長)

### 令和3年度資源循環技術・システム表彰

一般社団法人産業環境管理協会が廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化の促進に資する優れた技術開発等の特徴を有する事業・取組を広く公募し、表彰することにより、それらの事業・取組を奨励・普及し、新たなビジネスの創出を図ることを目的とした表彰。

受賞者 **株式会社かんでんエンジニアリング**

受賞の種類 **経済産業大臣賞**

事業内容(取組内容)

「溶剤循環洗浄法による微量PCB汚染廃電気機器の  
処理及び金属リサイクルの実現」



## 精励従事者表彰受賞者

本会では会員企業を対象に、産業廃棄物処理業に従事する方を表彰する「精励従事者表彰制度」を設けております。会員企業の推薦を受けた方を本会組織広報委員会において厳正に審査致しました結果、以下の方々の受賞が決定いたしました。

精励従事者表彰の対象（表彰規程より）

産業廃棄物処理業における現業、営業又は事務等に10年以上従事した満35歳以上の者のうち、本会が認定する廃棄物管理士の資格を付与されたもの

植田油脂株式会社	西口 美幸 氏
植田油脂株式会社	廣川 崇 氏
株式会社エンタープライズ山要	榊 卓也 氏
株式会社エンタープライズ山要	岡本 光敏 氏
株式会社エンタープライズ山要	藤岡小次郎 氏
大阪廃棄物処理株式会社	大崎 啓之 氏
株式会社共英メソナ	片山 知志 氏
株式会社共英メソナ	石田 浩二 氏
株式会社ケーシーエス	古家 浩二 氏
株式会社興徳クリーナー	北口 恵章 氏
株式会社興徳クリーナー	松本 七洋 氏
株式会社興徳クリーナー	川崎 大佑 氏
株式会社さつき	脇本 英季 氏
株式会社ジェイ・ポート	菌部 祐子 氏
有限会社新垣商店	久保本 愁 氏
大栄環境株式会社	中屋 賢二 氏
大栄環境株式会社	水口 雄治 氏
株式会社大建工業所	永野 篤 氏
株式会社南海興業	岡本 敏哉 氏
株式会社浜田	古田 敦子 氏
株式会社樋口商店	前川 智司 氏
株式会社樋口商店	大野 秀雄 氏

# クローズアップ!

2

コンテストを通じて  
環境について考えよう!

# 環境イラスト コンテスト 2021

## イラスト大募集!

大阪府産業資源循環協会では廃棄物の削減やリサイクルなど環境保全に対する意識をより一層高めていただくことを願ってイラストコンテストを実施いたします。

### 募集要項

**締切** 令和4年1月31日(月)必着

**資格** 作品テーマに関心のある方(専門性不問)

**■用紙規格** A4サイズ(横)

**■応募方法** 作品及び応募用紙1を郵便又は持参窓口にて持参

**■送付先** 〒540-0013 大阪市中央区番人橋1-1-22 大江ビル4階  
公益社団法人大阪府産業資源循環協会  
「環境イラストコンテスト2021」係

**■審査及び賞** 本会の組織広報委員会が無正な審査により次の賞状を決定いたします。

**◎一般部門**

最優秀賞 1名 賞状・副賞(クオカード1万円分)

優秀賞 3名 賞状・副賞(クオカード5千円分)

佳作 数名 賞状

**◎中高生部門**

最優秀賞 1名 賞状・副賞(図書カード3千円分)

優秀賞 3名 賞状・副賞(図書カード3千円分)

佳作 数名 賞状

**◎小学生以下部門**

最優秀賞 1名 賞状・副賞(図書カード3千円分)

優秀賞 3名 賞状・副賞(図書カード1千円分)

佳作 数名 賞状

**■作品テーマ** 資源循環(3R・サーキュラーエコノミー)、SDGs推進、食品ロスの削減、プラスチックの削減、廃棄物の減量・資源回収、再生可能エネルギー、森林破壊の防止などリサイクルの推進や不法投棄撲滅、廃棄物の減量に関すること

**■団体応募の場合**  
応募用紙1を団体ウェブサイトからダウンロードの上、団体専用メールアドレス宛に送付してください。  
団体専用メールアドレス: info@o-sarpai.or.jp

**■お問い合わせ先** <http://www.o-sarpai.or.jp>  
Eメール: [info@o-sarpai.or.jp](mailto:info@o-sarpai.or.jp)

公益社団法人大阪府産業資源循環協会  
〒540-0013 大阪市中央区番人橋1-1-22 大江ビル4階

06-6943-4016

# クローズアップ!

3

## 本誌への広告掲載等について

標記につきましては、賛助会員様を中心に多数のご照会をいただいております。

しかしながら、これまで「明確なルール」を設けていなかったことから、そうしたご連絡やご依頼に十分な対応ができておりませんでした。

以上の反省を踏まえ、この度、別添のとおり規程を整備し、運用していくことといたしました。会員様におかれましては、広報・宣伝等のための一助としてご活用いただけると幸いです。

また、本会といたしましても、その収入により、法人運営の安定化に資するものと承知しております。どうぞ、規程整備の趣旨をご理解いただき、本誌への広告掲載等を積極的にご検討くださいますよう、よろしくごお願い申し上げます。

### 公益社団法人大阪府産業資源循環協会 広告掲載等に関する規程

#### (目的)

第1条 この規程は、次の各号に定める広告の掲載又はその掲示（以下「広告掲載等」という。）について必要な事項を定め、公益社団法人大阪府産業資源循環協会（以下「本会」という。）が運営する事業の安定化に資することを目的とする。

- 一 機関誌「Clean Life」への広告掲載等
- 二 電子速報媒体「Clean Life オンライン」へのバナー設置による広告掲載等
- 三 ホームページ及び関係ウェブサイトへのバナー設置による広告掲載等
- 四 前3号を除く刊行物及び情報媒体等への広告掲載等

#### (対象)

第2条 広告掲載等の対象は、定款第5条第1項に定める会員（入会后3月を経過している者に限る。）がその事業として販売する商品又は提供するサービス等であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- 三 政治活動、宗教活動、個人又は団体等の意見広告に係るもの
- 四 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- 五 青少年の保護や健全な育成に悪影響を及ぼすもの又はそのおそれのあるもの
- 六 消費者保護の観点から適切でないもの
- 七 暴力団員の利益になると認められるもの又はそのおそれのあるもの
- 八 本会の公共性、中立性若しくは品位を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- 九 本会が運営する事業と競合するもの又はそのおそれのあるもの
- 十 その他前各号に準ずるものとして、不適當であると会長が認めるもの

#### (料金)

第3条 広告掲載等に係る料金は、別表左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

- 2 広告掲載等を求める者（以下「希望者」という。）は、前項に定める料金を、本会が指定する期日までに一括して前納するものとする。
- 3 前項に従って納付された料金（以下「既納料金」という。）は還付しないものとする。ただし、希望者の責めに帰することができない事由により広告掲載等ができなかった場合においては、この限りでない。

（国等に対する特例）

第4条 前2条の規定は、国及び独立行政法人並びに地方公共団体及び地方独立行政法人等からの求めにより行う広告掲載等（不特定多数の利益の増進に寄与するものに限る。）、その他公益性のあるものとして会長が認めた広告掲載等については、これを適用しない。

（申込み）

第5条 希望者は、次の各号に定める事項を記載した書面に、広告掲載等に係る原稿（本会による編集加工の一切を不要とするものに限る。以下同じ。）を添付して、当該広告掲載等の予定期日1月前までに、これを本会に提出しなければならない。この場合において、本会は、必要に応じ、当該広告掲載等の対象が第2条に該当しないものであること等について確認するための資料を、別途、希望者に求めることができる。

- 一 会員の氏名又は名称及び住所
- 二 担当者の氏名（所属、役職を含む。）及び連絡先
- 三 広告掲載等の目的
- 四 その他広告掲載等に必要と判断した事項

- 2 本会は、広告掲載等に係る原稿の内容又は表現等に支障があると認めるときは、希望者に対し、その変更を求めることができる。
- 3 前項に従って変更を求められた希望者は、速やかに、その変更後の原稿を本会に提出しなければならない。

（中止の求め）

第6条 希望者は、自己の都合により、第5条第1項に基づく申込みを終えた広告掲載等の中止を、本会に求めることができる。この場合において、既納料金の取扱いについては、第3条に定めるところによる。

（停止及び取消し）

第7条 次の各号に該当する場合において、本会は、希望者への催告その他の手続きを行うことなく、広告掲載等を停止し、又は取り消すことができるものとする。

- 一 本会が指定する期日までに、希望者から広告掲載等に係る料金の納付がなかったとき
- 二 広告掲載等の予定期日1月前までに、希望者から第5条第1項に定める書面及び広告掲載等に係る原稿の提出がなかったとき
- 三 希望者が、第5条第2項による変更の求めに応じないとき（同条第3項に従って、速やかに、その変更後の原稿を提出しないときを含む。）

- 2 本会は、前項に基づく広告掲載等の停止又は取消しにより希望者が損害を受ける場合であってもその賠償の責を負わないものとする。

（責任の範囲等）

第8条 広告掲載等に係る原稿の作成及び変更に必要な費用は、希望者が負担するものとする。

- 2 希望者は、広告掲載等により第三者に損害を与えた場合においては、希望者の責任及び負担をもって、これを解決するものとする。
- 3 広告掲載等の終了後において、その原稿は希望者に返還せず、本会が処分するものとする。

## 別表

広告掲載等の種類	規格	料金(単価・税込み)
第1条第1号に定めるもの	A4版1/1頁(モノクロ)	40,000円/回
	A4版1/2頁(モノクロ)	20,000円/回
第1条第2号に定めるもの	—	100,000円/年
第1条第3号に定めるもの	—	100,000円/年
第1条第4号に定めるもの	A4版1/1頁(モノクロ)	40,000円/回
	A4版1/2頁(モノクロ)	20,000円/回
広告の掲示	A4版まで	30,000円/年

## メールマガジン「Clean Life オンライン」好評配信中！

会員を対象にメールマガジン「Clean Life オンライン」を配信中です。すでに多数の会員の方にご登録いただいておりますが、まだまだ受付中です。配信ご希望の会員の方は本会ウェブサイトでのプライバシーポリシーをご確認のうえ、同意された場合には下記要領に従い、配信先メールアドレスのご登録（無料）をお願い申し上げます。

公益社団法人大阪府産業資源循環協会のプライバシーポリシーの開示

<http://www.o-sanpai.or.jp/privacy>

なお、メールマガジン配信にご登録をされますと、ファックスによる情報提供は停止されます。予めご了承ください。

### 【メールマガジン配信先のご登録要領】

1. 次の事項をご記入の上、**office@o-sanpai.or.jp**に送信してください。
  - ①会員の名称
  - ②ご担当者所属・役職・氏名
  - ③電話番号
  - ④配信先メールアドレス（1会員につき1メールアドレスのみの登録となります）
2. 送信時の件名は「メールマガジン配信希望（会員の名称）」としてください。

## Clean Life オンラインのバックナンバー

令和3年

9月13日

Vol.453 ■ <大阪府からのお知らせ>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組の周知について

9月14日

Vol.454 ■ 単回使用の医療機器の再製造等に係る取扱いについて

9月16日

Vol.455 ■ 令和3年度なにわサンパイ塾のご案内

9月22日

Vol.456 ■ （低炭素関係）脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業について

9月29日

Vol.457 ■ （厚生労働省）

リスク評価結果等に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

Vol.458 ■ <大阪府からのお知らせ>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組について

10月1日

Vol.459 ■ <全国産業資源循環連合会主催>

「令和3年度産業廃棄物処理検定（廃棄物処理処理法基礎）」開催のご案内

10月5日

Vol.460 ■ 「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）」に対する疑義照会回答について

Vol.461 ■ 環境省・規制改革通知の発出について

Vol.462 ■ 産業廃棄物行政情報システムと（公財）産業廃棄物処理事業振興財団システム「さんぱいくん」とのデータ連携開始について

10月8日

Vol.463 ■ 令和3年度精励従事者表彰候補者の募集について

10月18日

Vol.464 ■ 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました

10月22日

Vol.465 ■ <本会からのお知らせ>  
「広告掲載等に関する規程」を策定しました

10月25日

Vol.466 ■ (ご協力のお願い)  
産業廃棄物処理事業者による災害廃棄物の処理  
能力調査

10月26日

Vol.467 ■ <大阪府からのお知らせ>  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向  
けた取組について

Vol.468 ■ 第10回「女性部会のつどい on the web」の開  
催について

10月29日

Vol.469 ■ 講義ビデオ会場視聴型講習会(更新収集運搬課  
程)のご案内

11月 5 日

Vol.470 ■ 非純正のダイソン掃除機用互換バッテリーの危  
険性について

11月 5 日

Vol.471 ■ 【11月12日(金)開催】  
さんばいフォーラム -2050年CNに向けた脱  
炭素と資源循環-

11月 9 日

Vol.472 ■ 安全衛生活動の現状調査のお願い

11月16日

Vol.473 ■ 令和3年度改正フロン排出抑制法に関する説明  
会の開催について

Vol.474 ■ 《ラベルでアクション》～事業場における化学  
物質管理の促進のために～

11月24日

Vol.475 ■ (JWセンター主催)  
「産廃処理業許可講習会(新規、更新、特管管  
理責任者講習会)」の追加開催のご案内

11月25日

Vol.476 ■ 大阪市主催  
「電子マニフェストシステム操作研修会」開催  
のご案内

Vol.477 ■ (JWセンター主催)  
講義ビデオ会場視聴型講習会のご案内

Vol.478 ■ <大阪府からのお知らせ>  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向  
けた取組について

Vol.479 ■ 【情報提供】  
石綿事前調査報告システムについて

# 事業案内

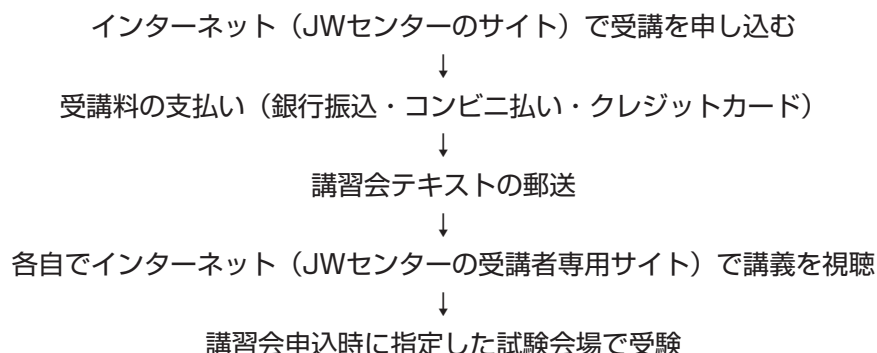
## Business Prospectus

### 新型コロナウイルス感染症による感染状況を踏まえた 次年以降当面の協会対応について

#### 産業廃棄物の新規・更新許可講習会及び 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会について

令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染予防に配慮した講習会が実施されます。まず事前にインターネットで受講者各自でオンライン講義を受講（視聴）し、試験のみを指定日時に会場にご来場して受験していただく二段階形式の講習会です。試験日は本紙の裏表紙に掲載しております。

申込から試験までの流れ



※この講習会の申し込み方法は、JWセンターのホームページでのインターネット申し込みのみです。詳細はJWセンターのサイトをご覧ください。なお、電話・書面による申し込みはできませんので予めご了承ください。

JWセンター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）

<https://www.jwnet.or.jp>



また、オンライン講義を受講できない方向けにビデオ会場視聴型講習会が実施されます。大阪での開催は下記のとおりです。申込方法は書面のみとなり、申込書類が必要となりますので、ご入用の方は本会までお電話にて（06-6943-4016）申込書をお取り寄せください。

※本会で配布する申込書は下記の講習会のみで使用できるものです。

講習会の種類	更新 収集運搬課程のみ
日 程	令和4年1月20日（木）
場 所	大阪私学会館 ※講義ビデオ視聴後に同会場で試験を実施



**manifestoの購入窓口(委託販売所)を一部変更します！ ー来年1月21日からー****販売終了**

令和4年1月20日をもって(株)ダイカンでの窓口販売は終了いたします。

(株)ダイカン 本社 大阪市鶴見区焼野3-2-79 TEL06-6913-2222

(株)ダイカン 堺事業所 堺市西区築港新町3-31 TEL072-245-1851

**販売開始**

令和4年1月21日より関西クリアセンター(株)での窓口販売を開始いたします。

関西クリアセンター(株) 本社 堺市西区築港新町3-27-17 TEL072-280-1138

関西クリアセンター(株)泉州プラント 泉大津市夕凧町13-2 TEL072-247-1138

※他の購入窓口及び宅配便発送の利用方法に変更はございません。

**廃棄物管理士講習会について**

受講者席の間隔を広げるため、定員を100名から50名に減らして実施しております。なお、状況により定員は変更いたします。講習会日程は本紙の表紙裏面をご覧ください。受講ご希望の方は弊社までお問合せください。

※昨年までと会場が変わります。大阪メトロ(地下鉄)・京阪電車「天満橋」駅から徒歩3分の国民會館(武藤記念ホール)です。

**その他の研修・セミナー****産業廃棄物処理業におけるBCP策定啓発セミナー**

日程未定(令和4年2月~3月頃の予定)

未定

協会発行の「産業廃棄物処理業に関するBCP策定ガイドライン」に基づき、BCP策定について解説いたします。また、実際にBCPを策定された会員企業様から事例発表もしていただく予定です。参加費は会員企業は無料、非会員企業はお一人につき2,000円です。詳細な内容・申込方法は決まり次第、弊社ウェブサイトでご案内致します。

**令和3年度第2回なにわサンパイ塾**

日程未定(令和4年2月頃の予定)

大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル13階 会議室

産業廃棄物処理業界においてもデジタル技術の活用により仕事のあり方のより良い方向に変革する取り組み、DX(デジタルトランスフォーメーション)が注目されています。具体的にどのような取組みがあるのか、メリットなど分かりやすく解説いたします。詳細な内容・申込方法等は決まり次第、弊社ウェブサイトでご案内致します。

**産業廃棄物収集作業向上研修会**

令和4年3月4日(金) 時間未定

未定

より安全に廃棄物を収集運搬するためには、どのようなことに注意して運搬を行うか等を学んでいただく研修会です。

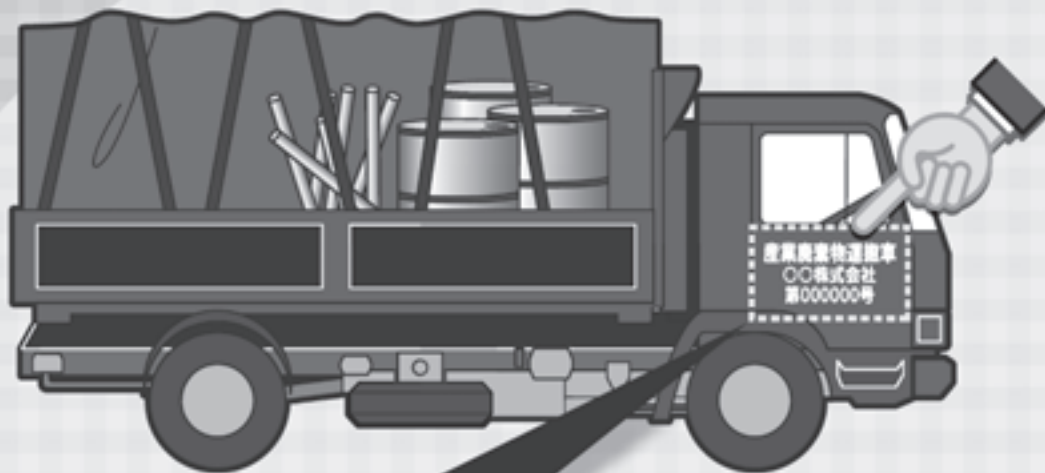
参加費は会員企業は無料、非会員企業はお一人につき2,000円(税込)です。詳細な内容・申込方法等は決まり次第、弊社ウェブサイトでご案内致します。

(公社)大阪府産業資源循環協会ウェブサイト

<http://www.o-sanpai.or.jp>



あなたの産業廃棄物運搬車両には  
**必要な表示が  
 されていますか？**



産業廃棄物収集運搬業者が、他社の産業廃棄物を運搬するときの表示例

産業廃棄物収集運搬車  
 株式会社○○産業  
 第000000号

産業廃棄物の収集運搬車  
 両である旨が正確、正式  
 な名称、許可番号下6桁  
 が表示されている。

産業廃棄物収集運搬車両には産業廃棄物収集運搬車両であることの  
 表示をしなければなりません。  
 文字の大きさ、表示内容は法律で決められています。

◆車両表示板についてのお問い合わせは、

**公益社団法人 大阪府産業資源循環協会**

〒540-0011 大阪市中央区農人橋1丁目1番22号 TEL:06-6943-4016

## 新規入会会員紹介

賛助会員 ————— 令和3年10月～令和3年11月に入会した会員

## 株式会社 ワイズガーデン

代表者	田 中 裕		
住 所	〒586-0021 大阪府河内長野市原町3-8-10		
電話番号	0721-56-6636	FAX番号	0721-56-6637
業務内容	建設業		

退会会員 ————— 令和3年9月～令和3年11月に退会した会員

正 会 員

社 名 (株)MGC

## 入会のメリット

### 社会的信用の向上

本会の事業は、環境分野における不特定多数の利益の増進に寄与するものです。そのような事業を推進する団体に入会することは、取引先や顧客（一般消費者）、さらには融資元等から環境意識の高い企業として認知され、社会的信用を得ることに繋がります。CSR(企業の社会的責任)が、もはや世間の常識となっている現在、以上の傾向は今後ますます強くなっていくものと考えられます。

### 相談・助言を受ける機会の優先

排出事業者にとっても、産業廃棄物処理業者にとっても、廃棄物処理法や関係法令は非常にかかわりの深いものです。しかしながら、これほど解釈・運用の困難な法令も珍しく、専門的な相談・助言を受けたいと思われる方は多数いらっしゃると思います。本会に入会すると、廃棄物処理法に関する講演・執筆等の実績が豊富な常駐の職員による相談・助言を優先的に受けることができます。

### 建設業の経営事項審査の加点対象となります

建設業法施行規則の一部が改正されたことに伴い、平成30年4月1日より経営事項審査の評価項目及び基準が見直され、社会性評価の項目の中で、防災協定を締結している業者には、加点数が従来の15点から20点に引き上げられました。本会は平成18年3月27日に大阪府と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」、平成29年10月12日に大阪市と「災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定」、平成30年4月27日に堺市と「災害廃棄物の処理等に関する協定」、平成30年5月28日に泉佐野市と「災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しており、会員の皆様は、本会交付の証明書により、この制度をご活用いただけます。証明書発行を希望される方は、本紙の次のページに掲載している「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」に必要事項をご記入のうえ、本会にFAXでお送りください。

### 講習会・研修会への無償又は割引参加

本会が実施する廃棄物管理士講習会に通常の半分の費用で受講できます。また、産廃塾、リスクアセスメント推進研修会、廃棄物収集作業向上研修会、施設見学会には無償で参加できます。

### 法令集・技術資料集・手引書等の無償又は割引入手

本会が発行する刊行物を無償で、又は割引して入手できます。また、個別の希望に応じ、適当な資料等の提供を受けることもできます。

### 意見交換、福利厚生

定例開催される、会員間の懇親・親睦を深めるための会に参加できます。

## 経審の防災協定に係る協会加入証明交付願

※必ず全てご記入ください

許可番号 (土木、建築に関する)	(例) 国土交通大臣許可(特-9)第22222号 大阪府知事許可(般-11)11111号
許可年月日	
会社名	
代表者氏名	
所在地	〒
T E L 番号	
F A X 番号	
本件担当者	
経審の審査基準日 (決算日)	年 月 日

申請年月日 年 月 日

公益社団法人大阪府産業資源循環協会

会長 片瀨昭人 殿

F A X でお申込み下さい (F A X 番号 06-6942-5314)

Member

## 会員紹介

Information

会社名	有限会社 新垣商店		
住所	大阪府大阪市大正区南恩加島5-8-61		
代表者名	谷川 拓磨	代表者役職	代表取締役社長
従業員数	48名	会社設立日	1950年(昭和25年)

## H I S T O R Y



谷川拓磨

有限会社 新垣商店 代表取締役社長

インタビュー

本 社 大阪府大阪市大正区南恩加島5-8-61  
 事業内容 産業廃棄物収集運搬業  
 産業廃棄物処分業  
 容器類分別リサイクル業  
 金属くず業  
 計量証明事業

U R L <https://www.shingaki.co.jp>



## 沿革

1950年(昭和25年) 創業 金属屑商  
 1962年(昭和37年) 近畿コカ・コーラボトリング(株)(現:コカ・コーラボトラーズジャパン(株)) 取引開始  
 1970年(昭和45年) 大阪市大正区平尾に工場設立(プレス機設置)  
 1976年(昭和51年) 大阪市大正区南恩加島に工場移転  
 1986年(昭和61年) 有限会社新垣商店に組織変更  
 1994年(平成6年) 産業廃棄物収集運搬業取得  
 2002年(平成14年) 産業廃棄物処分業取得  
 2006年(平成18年) 新工場完成  
 2021年(令和3年) 光学選別機設置

従業員数	48名
収集運搬業許可エリア	大阪府、大阪市(積替保管)、兵庫県、京都府、滋賀県、和歌山県、奈良県
保有車両	パッカー車/2台 ダンプトラック/7台 平ボディ/2台
処理能力	破砕 2.45t/日 破砕切断 4.3m <sup>3</sup> /日 中和 11.6m <sup>3</sup> /日

※新型コロナウイルス感染対策を講じた上で取材いたしました

## I N T E R V I E W

## 飲料容器リサイクルで70年の老舗

— 御社の概要をお聞かせください。

谷川：当社は飲料容器のリサイクルを中心に、産業廃棄物収集運搬と中間処理を手掛ける事業者です。容器包装リサイクル法の再商品化事業として、主に飲料メーカー、ボトラーやベンダーの各社が回収・排出する缶・びん・PETボトルなどのリサイクルを担い、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県を営業エリアとして、使用済み容器を月間1000tほど扱っています。施設としては、PETボトルを主目的とした破碎選別施設を保有しています。

そもそもは1950年、創業者である祖父が、郷里の沖縄から地縁のある大阪市大正区に出てきて、鉄くず商として起業したのがはじまりです。その後、1962年に近畿コカ・コーラボトリング（当時）様との取引を開始し、缶・びんなど飲料容器を扱うようになりました。当時、祖父は安定的なスクラップの受け入れ先として同社の空き缶・空きびんに目を付け、営業所を1年間毎日訪ねては掃除をして帰っていたそうです。そんな祖父に先方も根負けしたようで、「分かった、持って帰っていいよ」と（笑）。



— 1年間毎日、というのはすごいですね。

谷川：いまでは考えられないことですよね。余談ですが私も幼い頃、コカ・コーラと呼び捨てにはしていない、と祖父に言われておりました（笑）しかし、そうした祖父の努力のおかげで、50年以上にわたるコカ・コーラ様とのお付き合いが始まりました。当時はスチール缶とびんが中心で、そのほか工場から出る金属くずを扱っていたと聞きます。その後、スクラップの扱いは辞めて容器専業になり、現在まで続く本業となりましたから、先方に育てていただいたという気持ちです。

## I N T E R V I E W

さらに1994年、先方の要望もあって産廃収集運搬の許可を取得。さらに時代が下って2002年、PETボトルの破碎施設を導入するとともに、産廃処分業許可も取得した形です。ちょうど、私は同年の入社なのですが、当初はそれほどPETが多いという感覚はありませんでした。が、その後一気に増加していき、これはPETボトル中心の設備を用意しなければならないということで、現在の破碎選別ラインを整備しました。

設備としては破袋機、磁選機に加えて、最近導入した光学選別機を備えており、手選別と併せてスチール缶、アルミ缶、PETボトル、その他プラスチック、びん、紙類などに分別。スチール缶は破碎して製鋼原料に、アルミ缶はそのままプレスしてアルミ原料に。紙類は製紙原料、その他のプラスチックもマテリアル原料として出荷しています。

PETボトルについては、一部はボトルのまま圧縮してベール品として仕上げます。残りは粉碎したうえ、こちらも近年導入した色彩選別機で色付きのラベルやキャップなどを取り除き、いわゆる高品質なPETフレークとして出荷する形です。

## 高度選別装置の導入で品質改善とリスク低減

—相次いで選別の自動化・高度化設備を導入されています。

谷川：まず、2019年に色彩選別機（処理能力2 t／時）ですね。当時は中国のプラスチック禁輸が問題化していた時期で、PETフレークを再生原料と認められるレベルまで高品質化することが課題となっていました。導入した装置はメイヤー社製（中国）で、PETボトル粉碎物をカメラで画像認識し、キャップ・ラベルなどの色付きのものを除去することで、ランクの高い原料の製造を実現しています。





## I N T E R V I E W

一方の光学選別機は、2020年の導入です。環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO<sub>2</sub>型リサイクル等高度化設備導入促進事業）のサポートで、ペレンクST社製（フランス）の光学選別機を追加した形です。導入のきっかけとしては、やはり自動化・省人化が大きな要素でしたね。従来、PETボトルは手選別で行っていましたが、当社は従業員の定着率が高い一方で高齢化が進んでおり、作業スピードの低下とともに事故のリスクも高まっている状況で、これらを改善しよう、というのが一番の狙いでした。

—ペレンクST社の製品を採用したきっかけは？

谷川：複数社に相談する中で話が合ったというのがありますが、そもそも工場へ設置可能なメーカーが同社のみだったんです。当社は都市部に立地しており、工場の敷地も決して広いわけではありません。そのなかで、設置を実現できたのはありがたかったですし、効果も想像以上に出ています。

実際に、従来16人が手選別に従事していたところが、多くて3人で済むようになりました。空いた人員は残渣の選別などに配置することで、焼却に回る残渣物の量も削減できています。特に、近年は廃プラスチックの国内滞留の影響で焼却費用が高騰していますから、大幅なコストカットにつながりました。

—PETボトルの買取価格も高値に推移しています。

谷川：それに関しては危機感もあって。率直に現在の状況は“バブル”と言っていい状況ですし、急に価格が下がる危険を常に考えざるを得ません。それもあって、いまのうちにできる手を打っておこうと考えて投資した部分もありますね。

また来年には、いわゆる「プラスチック資源循環促進法」の施行も控えており、これも業界の追い風になると考えています。確実な再資源化ルートを確立していることを前提として、処理法上の許可が不要となるならば、循環の形としてあるべき姿に近づくのではないかもという期待もあります。

## 地域や社員に還元できる企業体へ

—先ほど、従業員の定着率が高いとおっしゃっていましたが、何か秘訣はありますか？

谷川：これは第一に、地域コミュニティの力です。沖縄の文化が残る土地柄と企業風土があって、地元の従業員が馴染みやすいんです。私たちも社内や地域との交流、お祭りなどのイベントは積極的に開催して、地域に本当に還元できるように考えています。また、そういったイベントを通じて、社員同士の仕事以外での関係構築を大事にしていますし、もっと活性化していきたいところですね。

活性化という意味では、10年ほど前から新卒採用も行っています。毎年、なるべく2名を採用するようにしていますが、思いがあって入社してくれる人が多いので、自分で考えて新しい提案をしてくれますし、現場のフォローなども積極的に助かっています。

一方で定着率が高いということは、半面で人材の循環が起きない、という課題でもあるわけです。熟練の従業員による仕事の達成率はもちろん高いのですが、それ以上の発展も難しい。そこに新しい人が別の視点を持って入ることにより、さらなる発展性が生まれると考えていますから、新卒採用は今後も続けていきます。

—新しいといえば、アグリ（農業）ビジネスも展開していますね。

谷川：当社の売上構成を見ると、コカ・コーラ様との取引が85%を占めています。もちろんありがたいのですが、経営として考えた場合リスクは否定できないです。相場変動のリスクもありますし、いろ

## I N T E R V I E W

んなことにチャレンジして経営を健全化したいという思いがありました。そんなとき、祖父が工場の隅に自家菜園を作っていたことを思い出したんです。創業者の思いを形にしたいという意味もあって、アグリビジネスに乗り出しました。

ただ、やはり農業は難しいですね。販路の拡大や人材の確保などが難しく、一旦仕切り直しをしている状況です。現在は従業員が三重県のいちご農家で研修しており、今年の栽培からイチゴの作付けを始められるかなと。いずれはそれをブランディングして三次産業化を進め、売上を確保していきたいですね。

—今後の抱負を。

谷川：まずは従業員の皆さんに、入社して良かったと思ってもらえるよう、社内の仕組みづくりを進めていきたい。当社で過ごす時間が、その人の人生にとって何かしらプラスになっているような会社づくりを目指していきます。それを踏まえて、会社の持続可能性を高める意味でも、飲料容器事業だけでなく多分野へ展開したい。アグリでも、飲食でも、イベント運営でも構いませんが、社員がやりたいと思うことを実現していきたいですね。

さらに、そうした取り組みを通じて、業界のイメージをもっと向上させたいという思いがあります。それが、環境への熱い思いを持った人材が現れるきっかけにもなると思うのです。昨今ではSDGsなどの認知が一般にも広がっていますし、内向きではなく外向きに自分たちの取り組みを発信して、広く共感が得られる業界となるようアピールしていければ幸いです。

—本日はありがとうございました。



谷川拓磨代表取締役社長（右）と取材に同席していただいた比嘉祐司取締役部長（左）

## I N T E R V I E W

## わが社のホープ！

## (頑張っている従業員の紹介)

氏 名	出 来 太 地
所 属・役 職	経営企画部 人事課
自 己 紹 介	<p>私は2018年4月に入社し、今年で4年目を迎えます。</p> <p>事業拡大のために環境保全に特化したキャンプ事業の立ち上げに挑戦するために入社を決めました。</p> <p>初年度はキャンプ場や遊休地を飛び回り、土地探しや企画案を打ち出しました。しかし、経営の知識や経験が不足していたため実現に一步届きませんでした。</p> <p>2年目から、経営の知識や経験を積むために、人事課に従事し、会社をより良くするために新しい価値観をもった人材の獲得を行っています。</p> <p>また、3年目からは経営企画部メンバーとしてアグリビジネスを通じて知り合った農家の出荷できない規格外作物を商品化。国産落花生100%のピーナッツバターを作り、食品ロス削減に取り組んでおります。責任者として開発から販売までを行うことで経営のノウハウを学び、実践しています。</p> <p>未熟な部分も多いですが、人事課として更なる組織改善を目指し、物販責任者として、サービス向上を目指し、我が社の発展に貢献するべく努力してまいります。</p>



国産手摘みピーナッツバター  
【無塩・無糖】

会社から  
の一言

新卒8期生として体育系大学を卒業後、弊社に入社してくれました。

彼はすごく人想いで優しい性格であり、利他の精神が非常に強く、弊社の経営理念である「感謝の気持ち」を常に社内外に持てる素敵な社員です。

入社後は現場の勤務経験を経て、様々なチャレンジをし、現在は会社に新たな風を起こすべく経営企画部で日々奮闘し、今はまだまだ悔しい経験の方が多いですが、若さ爆発で失敗も成功も全力で学んでもらい、会社と共に成長をし今後の会社の軸になることを期待しております。

新刊  
紹介

## 実務ですぐ役立つ！これだけは知っておきたい建築物のアスベスト対策

編集：一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会編集

出版社：(株)ぎょうせい

定価：1,870円(税込) (本体：1,700円、消費税170円)

発行日：2021年11月



- 労働安全衛生法・石綿障害予防規則・大気汚染防止法・建築基準法など複雑なアスベスト規制と注意すべきポイントがわかる！
- 不動産取引、建物の維持管理、建物の解体・改修それぞれにおいて、確認すべき事項がわかる！
- 過去のアスベスト対策の成功・失敗の両方の事例で、これからのアスベスト対策の参考になる！

# Clean Life

クリーンライフ

HPでご覧頂けます  
<http://www.o-sanpai.or.jp/>

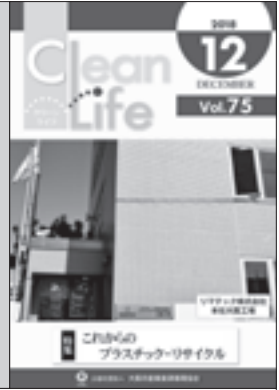
BACK バックナンバー NUMBER

●平成29年改正廃棄物処理法Q&A集



第74号 (平成30年9月28日発行)

●これからのプラスチック・リサイクル



第75号 (平成30年12月21日発行)

①第3回さんばいフォーラム (KAWARU) 終了報告  
 ②経営者セミナー (産廃処理業者が語るシリーズ) 終了報告



第76号 (平成31年3月26日発行)

●大阪府北部地震及び平成30年9月台風21号等に伴い発生した災害廃棄物の処理の協力について (実施結果報告)



第77号 (令和元年6月11日発行)

●動き出すプラスチック資源循環



第78号 (令和元年9月24日発行)

●食品ロスの削減に向けた新たな取り組み



第79号 (令和元年12月20日発行)

●4月1日施行 改正フロン排出抑制法



第80号 (令和2年3月25日発行)

①さんばいフォーラム  
 ー私たちが残したものをR1終了報告  
 ②産業廃棄物処理委託契約書の電子化 サービスに関する意識調査 アンケート結果



第81号 (令和2年9月25日発行)

①バーゼル条約に基づくプラスチックの輸出規制について  
 ②改正大気汚染防止法の一部施行 (令和3年4月1日) について



第82号 (令和3年3月25日発行)

①新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた産業廃棄物処理業者が活用できる支援策  
 ②太陽電池モジュールの適正なリユース促進ガイドライン



第83号 (令和3年6月28日発行)

●廃棄物処理の脱炭素化



第84号 (令和3年6月27日発行)

連絡先：公益社団法人 大阪府産業資源循環協会 TEL.06-6943-4016

公益社団法人  
大阪府産業資源循環協会の

分かりやすくして  
コンパクト

必携の  
一冊

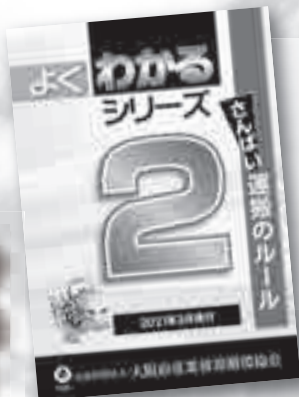
## よくわかるシリーズ1

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠なManifestoのしくみを分かりやすく解説！本冊子ではManifestoの書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら分かりやすく説明しています。巻末にはManifestoについてよく質問される事柄をQ&A方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方に必携の一冊です。



## よくわかるシリーズ2

産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替え保管する場合の基準、施設（車両）の使用権限から大阪府流入車規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトにまとめた一冊。巻末には収集運搬についてよく質問される事柄をQ&A方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。



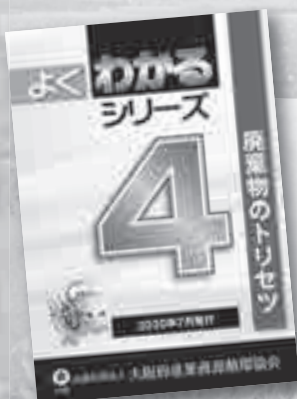
## よくわかるシリーズ3

許可の有効期限の延長など、産廃処理業者にとって数々のメリットがある優良産廃処理業者認定制度を分かりやすく解説！優良認定を受けるための5つの基準を解説するだけでなく、過不足なく申請事務を行えるよう、チェックリストも収録。巻末には、優良産廃処理業者認定制度についてよく質問される事項をQ&A方式で掲載！優良産廃処理業者の認定を目指されている方には必携の一冊です。



## よくわかるシリーズ4

これは産業廃棄物か一般廃棄物か？産業廃棄物の中のどの種類になるのか？など、廃棄物の適正処理の基本となる考え方や判断基準を中心に解説！廃棄物の取扱説明書として必携の一冊です。ふだんゴミ出しでお困りの一般の方々も、ぜひお読みください。



## よくわかるシリーズ5

他業種にくらべ圧倒的に労働災害が多い廃棄物処理業では、廃棄物の適正な処理だけでなく、安全な処理も求められます。本書は産業廃棄物の処理における労働災害の未然防止徹底を目的に作成した一冊です。「労災ゼロ」を目指して、ぜひご活用ください。



# 廃棄物法制等普及促進シリーズ

連絡先：公益社団法人  
大阪府産業資源循環協会  
TEL.06-6943-4016

● 産業廃棄物処理業における  
ヒヤリ・ハットの事例分析

廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.4



初 版 2011年12月1日発行  
第 2 版 2014年12月1日発行

● 廃棄物収集作業マニュアル

廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.5



初 版 2012年 5 月1日発行  
第 2 版 2016年 3 月1日発行  
第 3 版 2019年 3 月1日発行

● 産業廃棄物処理業に関する  
BCP策定ガイドライン

廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.10



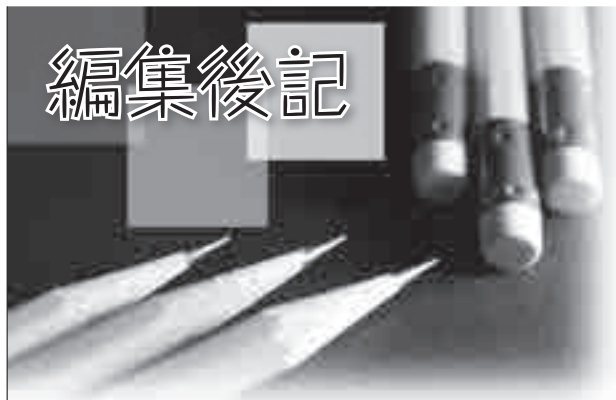
初 版 2014年12月1日発行  
第 2 版 2019年11月1日発行

● 廃棄物処理先進事例  
調査報告書

廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.12



2017年12月1日発行



コロナに追いかけてまわされながらオリンピック&パラリンピックも無事に終了し、ここ最近は何とかコロナ前の動きに戻りつつあるように感じます。

Web会議が主流になったおかげで、会議の場所まで移動する必要がなくなり、効率的に時間を使えるようになりました。またWeb会議は無駄話がかかり減る効果もあって、議題に集中できます。集まって会議を行うと、無駄話が多くなり、話が脱線し時間が長くなる事が多かったのですが、web会議だと無駄話がしにくいので、シンプルに話が進みます。時にはこの無駄話がヒントになったりもするので言い切れませんが。

結果一年以上でしょうか？モニターでしか会えていなかった仲間の元気な顔を久しぶりに見れて、やっぱり直接会って話できるのっていいなあ、とも感じております。

0か100ではなくバランスを大切に。

当たり前前の生活が当たり前前に続く事を願っております。

ご安全に！

片渕 則人

## Clean Life vol.85

編集 公益社団法人 大阪府産業資源循環協会  
組織広報委員会

委員長	高好健二	委員	渋谷和義
副委員長	田中公治	委員	高田実佐大
副委員長	片渕則人	委員	平尾道哉
委員	伊地知宏徳	委員	福田勝
委員	伊山雄太	委員	山口玉緒
委員	尾崎正孝	事務局	福原睦美
委員	北本かおり		



産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）  
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

# 2021年度 講習会試験日 近畿地区日程表

(午前) 9:50開始 (午後) 13:30開始

	新規				更新		特別管理産業廃棄物 管理責任者試験
	産業廃棄物 収集運搬試験	産業廃棄物 処分試験(※1)	特別管理産業廃棄物 収集運搬試験	特別管理産業廃棄物 処分試験(※2)	収集運搬試験	処分試験(※3)	
受講料	¥30,500	¥48,700	¥46,600	¥68,800	¥19,900	¥25,200	¥13,800
2021年 5月					兵庫会場： 25日(午後)26日(午後)		兵庫会場： 25日(午前)26日(午前)
6月	大阪会場： 2日(午前)3日(午前) 滋賀会場： 9日(午前)(午後) 奈良会場： 22日(午後)				大阪会場： 2日(午後)3日(午後) 奈良会場： 22日(午前) 京都会場： 23日(午後)24日(午後) 大阪会場： 23日(午後)24日(午後) 奈良会場： 23日(午後)	京都会場： 23日(午前) 24日(午前)	大阪会場： 23日(午前)24日(午前) 奈良会場： 23日(午前)
7月	大阪会場： 27日(午前)28日(午前)				兵庫会場： 6日(午後)7日(午後) 滋賀会場： 29日(午後)30日(午前)		兵庫会場： 6日(午前)7日(午前) 大阪会場： 27日(午後)28日(午後) 滋賀会場： 29日(午前)
8月	和歌山会場： 3日(午前) 兵庫会場： 24日(午前)26日(午後)	兵庫会場： 25日(午後) 26日(午前)	兵庫会場： 24日(午後) 25日(午前)		和歌山会場： 3日(午後)4日(午前)		和歌山会場： 4日(午後)
9月	京都会場： 8日(午後)9日(午前) 兵庫会場： 29日(午後)30日(午前)				京都会場： 8日(午前)10日(午後) 大阪会場： 8日(午後)9日(午後) 兵庫会場： 28日(午前)30日(午後)	兵庫会場： 28日(午後) 29日(午前)	大阪会場： 8日(午前)9日(午前) 京都会場： 9日(午後)10日(午前)
10月	大阪会場： 13日(午後)14日(午前) 京都会場： 26日(午前)	京都会場： 27日(午前)		大阪会場： 12日(午後)	大阪会場： 13日(午前) 奈良会場： 22日(午前)(午後) 京都会場： 27日(午後)	京都会場： 26日(午後)	大阪会場： 12日(午前)14日(午後)
11月			大阪会場： 11日(午前)		大阪会場： 10日(午後) 京都会場： 26日(午前)(午後)		大阪会場： 10日(午前)11日(午後)
12月	大阪会場： 15日(午後)16日(午前)				兵庫会場： 14日(午後)15日(午後)	大阪会場： 15日(午前)	兵庫会場： 14日(午前)15日(午前) 大阪会場： 16日(午後)
2022年 1月	兵庫会場： 19日(午前)20日(午前) 滋賀会場： 26日(午前)				大阪会場： 13日(午後)14日(午後) 兵庫会場： 19日(午後) 滋賀会場： 26日(午後)27日(午前)		大阪会場： 13日(午前)14日(午前) 兵庫会場： 20日(午後)
2月	大阪会場： 2日(午後)3日(午後) 奈良会場： 8日(午前)9日(午前) 若山会場： 10日(午前)		大阪会場： 3日(午前)	大阪会場： 2日(午前)	大阪会場： 4日(午後) 奈良会場： 8日(午後) 和歌山会場： 9日(午前)(午後) 京都会場： 17日(午後)18日(午後) 兵庫会場： 18日(午後)		京都会場： 17日(午前)18日(午前) 兵庫会場： 18日(午前)
3月	京都会場： 1日(午後)2日(午後) 大阪会場： 3日(午前)	京都会場： 1日(午前) 2日(午前) 大阪会場： 2日(午前)			大阪会場： 9日(午後)10日(午後) 滋賀会場： 10日(午後)11日(午後)	大阪会場： 2日(午後) 大阪会場： 10日(午前)	大阪会場： 3日(午前) 大阪会場： 9日(午前) 滋賀会場： 10日(午前)11日(午前)

- (※1) 新規産業廃棄物処分試験に追加して新規収集運搬試験を受験することができます。
- (※2) 新規特別管理産業廃棄物処分試験に追加して新規特別管理産業廃棄物収集運搬試験を受験することができます。
- (※3) 更新処分試験に追加して更新収集運搬試験を受験することができます。
- (※4) 試験日が追加されました。11月30日から受付が始まります。  
すでにお申込み済みの方の会場変更は、JWセンター(03-5275-7115)にお電話でご連絡ください。

講習会：「講義」は事前に各自会社や自宅等でオンラインで受講し、「修了試験」は上記日程表に記載した試験会場に会場して受験する2段階形式の講習会となります。

上記の講習会の申込はインターネット申込みのみです。

詳細は講習会主催者のJWセンターのサイト <https://www.jwnet.or.jp> をご覧ください。

# Clean Life vol.85

クリーンライフ

第85号

令和3年12月22日発行

発行責任者 公益社団法人  
大阪府産業資源循環協会

会長 片 渕 昭 人  
組織広報委員長 高 好 健 二



産業廃棄物の適正処理に関するご質問・ご相談は

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

〒540-0011 大阪市中央区農人橋1丁目1番22号 TEL:06-6943-4016 FAX:06-6942-5314  
<http://www.o-sanpai.or.jp/>